

墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の
基準に関する条例（案）概要

- 1 趣旨（第1条）
介護保険法の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準について定める。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の基準（第3条）
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定めるとおりとする。
- 3 指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準（第4条）
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定めるとおりとする。
- 4 小規模特別養護老人ホームの入所定員（第5条）
入所定員は、29人以下とする。
- 5 指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格（第6条）
指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格は、法人とする。
- 6 認知症対応型グループホームの共同生活住居の数（第7条）
指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数は、3以下とする。
- 7 小規模特別養護老人ホームの居室の基準（第8条第1号）
1の居室の定員は原則として1人とし、サービスの提供上必要と認められる場合は4人以下とすることができる等、居室の基準について定める。
- 8 ユニット型小規模特別養護老人ホームの居室の基準（第9条第2号）
居室は、いずれかのユニットに属するものとし、1のユニットの入居定員を12人以下とする等、居室の基準について定める。
- 9 区域外にある事業所に係る指定基準の特例（第10条）
指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の申請に係る事業所が墨田区の区域の外にある場合は、当該事業所が所在する市町村（特別区を含む。）の定める基準を墨田区の基準とみなして、事業者の指定を行うことができる。
- 10 施行期日
本年4月1日